

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成27年3月30日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	武	知	浩
同	齋	藤	智
			彦

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等 議会事務局 庶務課、議事調査課

2 対象期間等

平成26年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成27年1月21日から3月26日まで

第3 監査委員の除斥

一部の事務の監査については、武知浩之監査委員及び齋藤智彦監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第4 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第5 監査の結果

議会事務局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、管理職員特別勤務手当の支給において、手当額の算定が適正でないものがあった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。